

平成14年度診療報酬改定対応（レセプト）

日医標準レセプトソフト

平成14年4月19日第1版

	改 正 内 容	改 正 対 応
投薬	<p>ア 入院分について</p> <p>(ア) 内服薬及び浸煎薬を投与した場合は（以下省略）</p> <p>(イ) 薬剤名、規格単位（%又はmg等）及び投与量を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>ただし、医事会計システムの電算化が行われていないものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関（以下「届出保険医療機関」という。）については、薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合は、薬剤名、投与量等を記載する必要はないものとする。</p> <p>なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は省略して差し支えない。</p> <p>(ウ) 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料（以下省略）</p> <p>(エ) 調剤技術基本料を算定した場合は、（以下省略）</p> <p>(オ) 入院患者に対し退院時に投薬を（以下省略）</p> <p>(カ) 入院時食事療養費に係る食事療養を（以下省略）</p> <p>イ 入院外分について</p> <p>(ア) 内服薬及び浸煎薬を投与した場合は（以下省略）</p> <p>(イ) 内服の「調剤」の項には内服薬、（以下省略）</p> <p>(ウ) 処方箋の項は、処方せんを交付しない（以下省略）</p> <p>(エ) 薬剤名、規格単位（%又はmg等）及び投与量を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>ただし、届出保険医療機関については、薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合は、薬剤名、投与量等を記載する必要はないものとする。</p> <p>なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は省略して差し支えない。</p>	<p>205円以下の薬剤についても、全て「摘要」欄に記載を行う</p>

平成14年度診療報酬改定対応（レセプト）

日医標準レセプトソフト

平成14年4月19日第1版

	改正内容	改正対応
	<p>(オ) 常態として、内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を所定点数の合計の100分の90に相当する点数で算定した場合は、「摘要」欄の当該処方に係る薬剤名を区分して記載するとともに、薬剤名の下に算定点数を記載（合計点数のみを記載）し又は算定点数から所定点数の合計を控除して得た点数を書きにより記載し、その区分の前に（減）と表示すること。</p> <p>(カ) 臨時薬を追加投与し、その結果投与する（以下省略）</p> <p>(キ) 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料（以下省略）</p> <p>(ク) 調剤技術基本料を算定した場合は、（以下省略）</p> <p>(ケ) 長期の旅行等特殊の事情がある場合（以下省略）</p> <p>(コ) 乳幼児加算を算定した場合は、（以下省略）</p> <p>(サ) 特定疾患処方管理加算を算定した（以下省略）</p> <p>(シ) 入院中の患者以外の患者に対して（以下省略）</p>	